

令和 5 年度における地方公務員の懲戒処分等の状況について

(令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日)

<令和 6 年度調査 三重県市町及び一部事務組合等分>

懲戒処分者数及び分限処分者数について

(令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日)

- この調査は、各地方公共団体が令和 5 年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために実施したものである。
- 調査の対象となる者は、三重県内市町及び一部事務組合等の事務に従事している一般職に属するすべての職員である。
- なお、この調査における留意事項は次のとおりである。
 - (1) 地方公務員法上、分限処分に係る規定が原則適用除外とされている条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準じる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者として調査しているものであること。
 - (2) 令和 5 年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を1人として計上しているものであること。

(1)懲戒処分者数の状況

- 令和5年度中に懲戒処分を受けた職員数は44人であり、前年度に比べて5人減少している。
- 処分者数の種類別にみると、免職2人(対前年度比7人減)、停職13人(同7人増)、減給12人(同9人減)、戒告17人(同4人増)となっている。
- 処分者を行為別にみると、「一般服務違反関係」18人(40.9%)が最も多く、次いで「交通事故・交通法規違反」11人(25.0%)、「監督責任」10人(22.7%)、「公務外非行関係」5人(11.4%)となっている。

懲戒処分者数の状況(種類別・行為別)

(単位:人)

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
給与・任用に関する不正 (受験採用の際の虚偽行為等)	0	0	0	0	0
一般服務違反関係 (信用失墜行為等)	1	5	4	8	18
公務外非行関係 (障害・暴行、金銭関係の非行等)	1	4	0	0	5
収賄等関係 (収賄、横領等)	0	0	0	0	0
交通事故・交通法規違反	0	4	3	4	11
監督責任	0	0	5	5	10
合 計	2	13	12	17	44

(注) 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(2)分限処分者数の状況

- 令和 5 年度中に分限処分を受けた職員数は 1,205 人であり、前年度に比べて 7 人減少している。
- 処分者数を種類別にみると、降任 1 人(対前年度比増減なし)、免職 0 人(同 2 人減)、休職 1,204 人(同 5 人減)となっている。
- 処分者数の事由は、「心身の故障の場合」1,201 人(99.7%)が最も多く、次いで「刑事事件に関し起訴された場合」3 人(0.2%)となっている。

分限処分者数の状況(種類別・事由別)

(単位:人)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1,201	0	1,201
職に必要な適格性を欠く場合	1	0	0	0	1
職制等の改廃等により過員等を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	3	0	3
条例に定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	1	0	1,204	0	1,205

(注)1 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を重複して計上している。

2 2以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。